

11 運輸関係

ア トラック事業等

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
トラック事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	トラック事業の運賃・料金規制について、現行の事前届出を事後届出とするとともに、運賃・料金の掲示の義務付けについては、宅配便のように一般消費者が利用者となる場合を除き、原則的に廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	結論	法案成立後公布	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年6月19日法律第77号)により、貨物自動車運送事業に係る運賃・料金の事前届出・変更命令制を廃止するとともに、運賃・料金の掲示義務については、一般消費者が利用者となる場合を除き廃止した(平成15年4月1日施行)		
トラック事業の営業区域規制等 (国土交通省)	現在の営業区域制度を廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】 また、これに併せ、現在拡大営業区域で15台としているトラック事業の許可の基準となる車両の保有台数について、全国一律5台にまで引き下げる。	結論	法案成立後公布	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年6月19日法律第77号)により、営業区域制度を廃止した(平成15年4月1日施行)。また、これに伴い、最低保有台数について、全国一律5台とすることとした(平成15年4月1日より実施)。		
貨物運送取扱事業の参入規制 (国土交通省)	a 第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和につき検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	結論	法案成立後公布	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) a 第一種貨物利用運送事業の参入規制について、許可制を登録制へ改めたところ。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】		
	b 運送取次事業の参入規制の廃止について検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	結論	法案成立後公布	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) b 運送取次事業の参入規制を廃止したところ 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
貨物運送取扱事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とすることにつき検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	結論	法案成立後公布	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) 貨物利用運送事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制としたところ。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	
第二種利用運送事業の許可申請手続 (国土交通省)	第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化について検討する。 【平成15年国土交通省令第11号】	検討	検討	措置 (4月施行予定)	(国土交通省) 第二種貨物利用運送事業の許可申請手続の簡素化を図ったところ。 【平成15年国土交通省令第11号】	
車高規制(国土交通省、警察庁)	積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車などを運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。			検討・実施	(国土交通省、警察庁) 車両制限令等及び道路交通法施行令を改正し、一定の要件を満たす場合について、積載物を含めた車両の高さの最高限度を4.1メートルに引き上げた。【車両制限令の一部を改正する政令(平成16年政令第23号)、道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第22号)】	
セミトレーラ等の積載条件(車両総重量) (国土交通省)	重量が車両制限令に定める最高限度を超える車両の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するためのセミトレーラ等の積載条件(車両総重量)の見直しについて検討し、実施する。			検討・実施	(国土交通省) 「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可等の取扱い等について」(平成15年9月29日付け国道交第77号・国道企第78号国土交通省道路局道路交通管理課長・同企画課長通達)により、徐行等の一定の条件の下、総重量44トンまで通行を許可する規制の見直しを平成15年10月1日付けで実施した。 「分割可能な貨物を輸送するセミトレーラへの基準緩和制度の適用について」(平成15年9月29日付け国自総第278号・国自貨第70号・国自技第141号国土交通省自動車交通局長通達)により、セミトレーラ車両総重量36トンを上限として基準緩和の認定が行えるよう措置した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両等の輸送規制 （国土交通省）	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について12年度に得られた一定の結論を踏まえ、引き続き検討する。 【平成14年国土交通省通達】	検討	措置済			

イ タクシー事業

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
タクシー事業の緊急調整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動要件と手続について、不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用する。特に、非流し地域における実車率の低下率の数値引き上げを含めて、安易な需給調整規制の復活という事態に至らないよう、制度の不断の見直しを行う。また、同措置を発動する場合には十分な説明責任を果たすこととする。	逐次実施			(国土交通省) 緊急調整措置の発動を厳に必要性があるケースに限定するのはもとより、特別監視地域についてはその解除要件を見直し、毎年度新規に指定する方式に改めること、指定要件における「非流し地域」の特例的な取扱いを見直し、実車率要件を「流し地域」と同一とすること又は大幅に引き上げること等の措置を講ずることにより、真に重点監視が必要とされる地域に限り特別監視地域として指定することが可能になるよう、要件の見直しに早期に着手し、平成16年度中に措置することとしている。		
タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃(速やかに認可するものとして公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下にあっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。	適宜実施			(国土交通省) 平成14年2月1日の改正道路運送法の施行以降、各地で遠距離割引や定額運賃、自動認可運賃の下限を下回る運賃の申請がなされているところであり、処理方針に基づき適切に処分を行っている。 なお、運賃・料金の更なる多様化が実現されるよう引き続き検討を行うこととしている。		
タクシー事業の運賃・料金に係る処理期間の短縮 (国土交通省)	標準処理期間の運用について見直しを行い、類似の内容の申請に対する処分が行われている場合等については、その審査結果を活用するなど、処理期間の短縮を図る。 【平成15年国土交通省通達】		措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
NPOによるボランティア輸送に係る有償運送の可能化 (国土交通省)	公共交通機関の利用が困難な高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスである、いわゆる“STS(スペシャル・トランスポート・サービス)”については、「構造改革特区推進のためのプログラム」において「NPOによるボランティア輸送について有償運送を可能化」とされていることから、その措置内容等を基本にしつつ、今後構造改革特区にとどまらず、全国的にその実現を図る方向で検討し、結論を得る。		結論		(国土交通省) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送については、平成15年4月より構造改革特区において実施され、「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」(平成15年9月19日閣議報告)において、既に認定された特区における結果を踏まえ、必要に応じてその内容を見直した上で、全国的に実施することとされていることを踏まえ、平成16年3月16日に措置した。 「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱い」について(平成16年3月16日国自旅第240号自動車交通局長通達)」	

ウ 自動車の検査

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
非常信号用具の取付位置要件の緩和 （国土交通省）	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討	検討・結論		（国土交通省） 運転席から見えない位置に備えた場合でも、運転者 がその取付場所を容易に認識できるよう自動車製作者 等が措置することを前提に取付位置要件を緩和すると の結論を得た。	
回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 （国土交通省）	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているE E C基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討	検討	検討・結論		（国土交通省） シートを後方に向けた場合であってもシートベルト装 着は乗員保護のために必要不可欠であり、緩和すること は適当でないとの結論を得た。	
車検制度 （国土交通省）	安全で環境との調和がとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、かつ諸要望の内容も考慮しつつ、その在り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図る。なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保する。		逐次実施			（国土交通省） 安全で環境との調和が取れた車社会の実現を目指す という車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、 車検期間を含む車検・点検整備制度の望ましい制度のあ り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討し て改善を図っていくこととしている。このため、平成1 5年度に収集したデータを基に、安全確保・環境保全の 観点から車検期間の延長の可能性等を判断するための 調査を行う基礎調査検討会を平成15年10月27日 に設置したところである。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度 (国土交通省)	トレーラの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として、連結装置を取り付けた自動車について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量(おおむね2トンを超えない範囲)を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにするべく、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件等について具体的な検討を行う。	検討	検討	検討・結論	<p>(国土交通省)</p> <p>関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担に係る法制面の検討、けん引重量を定めるための基準、連結装置の技術的要件、実施時期等について、関係者の意見聴取等を行いつつ具体的な検討を行った。</p> <p>また、措置内容を盛り込んだ道路運送車両法施行規則の改正案を作成し、3月31日に公布した。</p> <p>「道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令の一部改正について(平成16年3月31日国土交通省省令第37号)」平成16年7月1日施行予定。</p>	

工 船舶航行

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
危険物積載船の入港及び荷役に係る荷役許容量の見直し (国土交通省)	昨今のコンテナ荷役の安全性向上等について調査を行い、許容量の緩和について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 【平成13年国土交通省(海上保安庁)通達】	措置済 (4月実施)					
東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の見直し (国土交通省)	浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における液化ガス積載船等の夜間入出域制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討	検討	検討・結論	(国土交通省) 「巨大船等の航路通航時間帯の基準について」(平成15年6月23日付保交安第33号)により、大型液化ガスタンカーの夜間通航を認めることとした。(平成15年7月1日施行)		
瀬戸内海における巨大船への航行管制の緩和 (国土交通省)	備讃瀬戸東、同北、同南及び水島航路等における巨大船に対する夜間航行制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討	検討	検討・結論	(国土交通省) 学識経験者、海事関係者及び漁業関係者等を交えた検討委員会において、現在のところ巨大船に対する夜間航行制限を緩和するための交通環境が十分整っておらず、巨大船の夜間航行の安全性を確保することができないとの結論が得られたことから、夜間航行制限の緩和は困難である。		
危険物積載船舶の荷役時の船間保安距離の緩和 (国土交通省)	タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離の緩和について検討を行う。	検討	結論	措置	(国土交通省) 「船間保安距離を短縮する場合の安全対策等の基準について」(平成15年3月24日付保警安第89号)により、必要な安全対策の基準の明確化を行った。		

オ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
船舶登記制度と船舶登録制度の一元化 （法務省、国土交通省）	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	検討	検討	検討・措置	（国土交通省・法務省） 船舶登記規則（明治32年勅令第270号）及び船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）を改正し、平成16年4月1日から、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について、管海官庁から登記所へ変更登記の嘱託を行う制度の運用を開始することとした。 （船舶登記規則 平成16年3月24日公布、平成16年4月1日施行） （船舶法施行細則 平成16年3月25日公布 平成16年4月1日施行）		
船員職業紹介事業等の規制緩和 （国土交通省）	船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、出来る限り早期に結論を得る。（船員中央労働委員会の意見聴取が必要）	検討	検討	結論	（国土交通省） 「船員職業紹介等研究会」による「船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告（平成14年7月15日）」の結論及び関係者等との協議・調整並びに平成16年1月16日の船員中央労働委員会の答申を踏まえて、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事業を行うこと等を内容とする船員職業安定法の改正法案を平成16年（第159回）通常国会に提出した。		
倉庫業に係る規制 （国土交通省）	a 倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改める。 【倉庫業法の一部を改正する法律（平成13年法律第42号）】	法案成立、公布	措置済 （4月施行）				
	b 倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 【倉庫業法の一部を改正する法律（平成13年法律第42号）】	法案成立、公布	措置済 （4月施行）				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
気象測器の検定 (国土交通省)	気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を含む。)が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)			
自動車損害賠償責任保険の政府再保険 (国土交通省)	自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。 【自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成13年法律第83号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)			
エアサスペンション装備車の軸重制限 (国土交通省)	エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について自動車産業界等との協力の下で行った技術的検討から得た結論を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限の緩和について、必要な措置を講じる。	検討	結論	措置	(国土交通省) 「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」(平成15年5月19日国道交第20号・国道企第12号国土交通省道路局道路交通管理課長・同企画課長通達)により、国際海上コンテナ用セミトレーラを牽引するトラクタのうち、一定の要件を満たすエアサスペンション装備車の駆動軸重について11.5トンまで通行を許可する規制の見直しを平成15年5月19日付けで実施した。 「基準緩和自動車の認定要領の一部改正について」(平成15年5月9日付け国自技第34号国土交通省自動車交通局長通達)により「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」(平成15年5月9日付け国道交第17号国土交通省道路局道路交通管理課長通達)で定められた「国際海上コンテナ用2軸トラクタの後軸重緩和に関する試験及び判定方法」に適合した駆動軸重が11.5トン以下の海上コンテナ用2軸トラクタについて軸重の基準緩和の認定が行えるよう措置した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
特殊車両通行許可手続 (国土交通省)	特殊車両通行許可手続について、電子申請手続の導入と併せて申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討し、措置する。	検討	検討	検討・措置	(国土交通省) 電子申請手続の導入と併せて、申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について措置した。	
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討 (13年度以降)			(国土交通省) フォークリフトの速度制限については、国際的整合性及び安全の観点を踏まえ、欧州委員会関係者と議論を進めている。	
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省)	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】	鉄道について措置済(3月施行)	軌道について検討		(国土交通省) 鉄道については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)により性能規定化した。(平成14年3月31日施行) 軌道については、「軌道に係る基準等のあり方に関する検討委員会」において、引き続き検討を行っているところである。	
鉄道車両の検査周期 (国土交通省)	a 内燃動車の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第126号、平成13年国土交通省令第151号、平成13年国土交通省告示第1786号】	措置済 (3月施行)				
	b 新幹線車両の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第151号、平成13年国土交通省告示第1786号】	措置済 (3月施行)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
自動車の保安基準 (国土交通省)	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最小奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。 【平成14年国土交通省令第84号】	検討	検討(座席の基準につき措置済)	操縦装置の基準につき検討	(国土交通省) 「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号、平成14年9月1日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正し、新たに、座席ベルトを備えた座席については、座席の寸法に関する要件を廃止する措置をした。 操縦装置の取付位置基準については、事故実態も踏まえ検討を行ったが、この検討によれば、取付位置基準を緩和することは、事故の増加につながる懸念された。	
高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制 (警察庁)	高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、結論を得る。	検討	検討	可能な限り早期に最終結論	(警察庁) 一定の条件を満たす者について高速道路における自動二輪車二人乗りを認めること等を内容とした「道路交通法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	
国管理空港における第一類構内営業者が行う営業に係る料金規制 (国土交通省)	価格又は料金の設定又は変更について地方航空局長の承認を受けなければならない構内営業の指定から、直接一般旅客がその対価を支払わないもの(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空機燃料供給固定施設提供業)を外す。 【平成13年国土交通省告示第1121号】	措置済 (7月実施)				
内航海運暫定措置事業の運営方法 (国土交通省)	交付金単価の一層の減額を行うとともに、健全で透明性のある施策を講ずる。		検討	実施	(国土交通省) 日本内航海運組合総連合会において、平成15年度からの交付金単価の減額を決定するとともに、資金管理計画を策定し、事業の健全化を図ることとした。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給調整規制を廃止し免許制を許可制にするとともに運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制の改革に向けて検討し、所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる。		検討	結論(15年度中に結論を得て、以降速やかに措置)	(国土交通省) 地方港の規制緩和について議論を行ってきた「港湾運送事業の在り方に関する懇談会」において、先行して規制緩和が実施された主要9港同様、地方港においても、事業の免許制を許可制へ、運賃・料金の認可制を届出制とすべきであることを主な内容とする最終報告書がとりまとめられた。	
輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	a 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	措置済(7月中運用開始)	(財務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)については、平成15年7月23日に実現した。	
	b さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討		(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 既存の業務・システムに係る最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定することとしており、シングルウィンドウ化運用開始後における利用者意見の聴取等を順次行っているところである。 (財務省) また財務省においては、税関システム(通関情報処理システム(NACCS)、通関情報総合判定システム(CIS)、税関手続申請システム(CuPES))について、システムの最適化を図るために平成16年度に外部専門家による刷新可能性調査を行うこととしており、平成16年2月に当該外部専門家の選定に関し企画競争入札を行った。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
海上輸出貨物に関する予備審査制度の導入 (財務省)	輸出貨物のコンテナヤード搬入以前に輸出申告の予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設ける			検討・結論	(財務省) 海上輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出して税関における書類審査を事前に受けることができる予備申告制度を導入し、コンテナ貨物をコンテナヤードに搬入次第、即許可となる制度を平成16年2月より導入した(平成16年2月関税局長通達)。	
簡易申告制度の改善 (財務省)	多くの輸入業者が簡易申告制度を利用できるようにするため、貨物の指定、担保の提供等に係る要件を速やかに見直し、特に輸入許可の要件に関しては、「直近1年間に24回以上輸入許可を受けた貨物」との指定を「直近1年間に6回以上」に見直す。			実施	(財務省) 関税法及び関税法施行令の改正により、貨物の指定要件を「1年間に6回以上」に改めるとともに、担保の提供等に係る要件の見直しを行った(平成15年4月1日施行)。	
通関体制の整備 (税関の執務時間の拡大) (財務省)	港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施する。		14年10月から措置			
検疫の24時間化 (厚生労働省)	検疫の24時間化については、現在、財務省関税局において実施されている「税関の執務時間外における通関体制の試行」において利用実績等の調査を行っているところであり、この結果に基づき、貨物到着前の届出制度や開庁時間延長の運用により対応する。			措置	(厚生労働省) 1. 執務時間外対応 税関の執務時間外における通関体制の整備に合わせ、平成15年7月より検疫所においては、執務時間外連絡窓口(平日 17:00~21:00、土・日・休日 8:30~17:00)を開設するとともに、要望があれば適宜対応しているところである。 2. 事前届出制度の活用 食品等輸入届出手続については、貨物到着7日前から届出を受け付けており、そのうち検査を要しないもので食品衛生上の問題を生じるおそれのない貨物については、搬入前に届出済証を交付しているところである。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
21自動車保有関係 手続 （警察庁、総務省、 財務省、国土交通 省）	自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、平成17年における確実な運用開始を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。			おおむね15年を目途に試験運用（17年運用開始）	（警察庁、総務省、財務省、国土交通省） 平成17年の運用開始に向けて、関係機関と調整を行いながらシステム開発を実施しており、東京都及び神奈川県において実用化に係る試験運用を開始した。 また、関連する法律の改正法案である、「自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	
22貨物鉄道事業の 参入規制及び運 賃・料金規制 （国土交通省）	貨物鉄道事業の許可に係る需給調整規制及び運賃・料金の上限認可制を廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】		法案成立 後公布	措置 （4月施 行予定）	（国土交通省） 第154回国会で法案成立。平成15年4月施行。	
23水先料金 （国土交通省）	各強制水先区において、料金のベースとなるきょうどう距離等について港湾整備の進捗状況等を踏まえた再検討を行い、料金を見直す。			措置	（国土交通省） 水先法施行規則（昭和24年運輸省令・経済安定本部令第1号）の一部改正により、各水先区において、料金のベースとなるきょう導距離等の再検討を行い、料金を見直した。 （第一次 平成14年12月公布、平成15年1月1日施行） （第二次 平成16年3月公布、平成16年4月1日施行）	
24農家民宿等がそ の宿泊者を対象 に行う送迎のた めの輸送が可能 であることの明 確化 （国土交通省）	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。 【平成15年国土交通省通達】		措置済			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
25農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法の解釈の明確化 (国土交通省)	グリーンツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。 【平成15年国土交通省通達】		措置済			
26燃料電池自動車完成車輸送車両のトンネル通行の制限の見直し (国土交通省)	道路法(昭和27年法律第180号)上、一定量を超える水素を搭載する完成車輸送(トレーラー)については、水底トンネルの通行を禁止・制限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施する観点から、必要な実験の実施及びその検証・評価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行う。			15年度中に実験データを取得した上で16年度中に措置	(国土交通省) トンネル内における安全性を検証するための実験を実施し、データを取得した。 H16年度において、データの検証・評価を行い、安全性の確保を前提とし、必要な見直しを行う予定。	
27混雑空港発着枠の再配分 (国土交通省)	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。		14年度以降検討		(国土交通省) 平成16年2月より有識者からなる懇談会を開催し、客観性及び透明性を確保したルールを検討中。	
28国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会)	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかと指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。		14年度以降逐次実施		(公正取引委員会) 公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置した公益事業タスクフォース(平成13年4月設置)を活用し、引き続き励行する。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。		14年度以降逐次実施		<p>(国土交通省)</p> <p>平成14年10月以降、JAL・JAS統合に伴い創設された競争促進枠について、大手航空会社が暫定使用する場合には新規航空会社に対してチェックインカウンターや搭乗橋の割譲等を行うことを条件として配分を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年1月以降、各航空会社が同様の使用状況となるよう空港スポットの調整を実施し、特に、羽田空港においては、原則として、新規航空会社に対して6便分まで優先的に固定スポットを配分する措置を実施。 ・以上の結果、新規航空会社の空港施設の使用状況は、以下のとおり改善された。 <p>(平成14年10月)</p> <p>SKY 3便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>ADO 3便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>(平成14年11月)</p> <p>SNA 全便搭乗橋の使用を開始(宮崎空港)</p> <p>(平成15年1月)</p> <p>SKY 6便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>ADO 6便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>(平成15年2月)</p> <p>ADO ANAとの並びにカウンターを設置(羽田空港)</p> <p>(平成15年4月)</p> <p>SKY ANAとの並びにカウンターを設置(羽田空港)</p> <p>注) SKY ; スカイマークエアラインズ</p> <p>ADO ; 北海道国際航空</p> <p>SNA ; スカイネットアジア航空</p>	

